

65歳以上の方へ

令和3～5年度

介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、
また、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、
社会全体で支えていくことを目的とした制度です。
その制度の運営のために、みなさんに納めていただく介護保険料が
令和3年度から変わりますのでお知らせします。

串本町役場 福祉課

介護保険料が変わります

平成12年から始まった介護保険制度は、3年ごとに事業計画を策定して、65歳以上の方の人数や必要な介護サービス量の見込み、サービス提供体制の確保などを定めています。

令和3年度は第8期介護保険事業計画期間の1年目です。事業計画に基づき、令和3～5年度の3年間を通じて介護保険の運営に必要な保険料を算出した結果、保険料を増額することになりました。

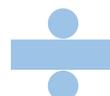
基準額が月額6,200円（年額74,400円）になりました

令和3～5年度の基準月額が6,200円になり、平成30～令和2年度の5,731円と比較して、469円の増額になります。基準月額の算出方法は次のとおりです。

必要な介護サービス
等の総費用



65歳以上の方の
負担分23%



65歳以上の
被保険者数

串本町の保険料基準額 **6,200円（月額）** / **74,400円（年額）**

※この基準額をもとに、所得等に応じた負担になるよう9段階の保険料に分かれます。

保険料増額の理由は？

令和3年度から介護保険料が増額となった主な理由は次のとおりです。

- 高齢化の進展に伴うサービスを利用する人の増加、費用の増加
- 介護報酬の改定に伴う費用の増加
- 医療・介護療養病床が廃止され、介護医療院が創設されたことによる費用の増加

みなさんに納めていただいた介護保険料は、次のような介護サービス・介護予防サービスの費用に使われています。

介護サービス

在宅サービス

訪問介護（ホームヘルプ）
通所介護（デイサービス）
短期入所生活介護（ショートステイ）
など

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護老人保健施設（老人保健施設）
介護医療院
など

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
地域密着型通所介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
など

介護予防サービス

介護予防・生活支援サービス事業

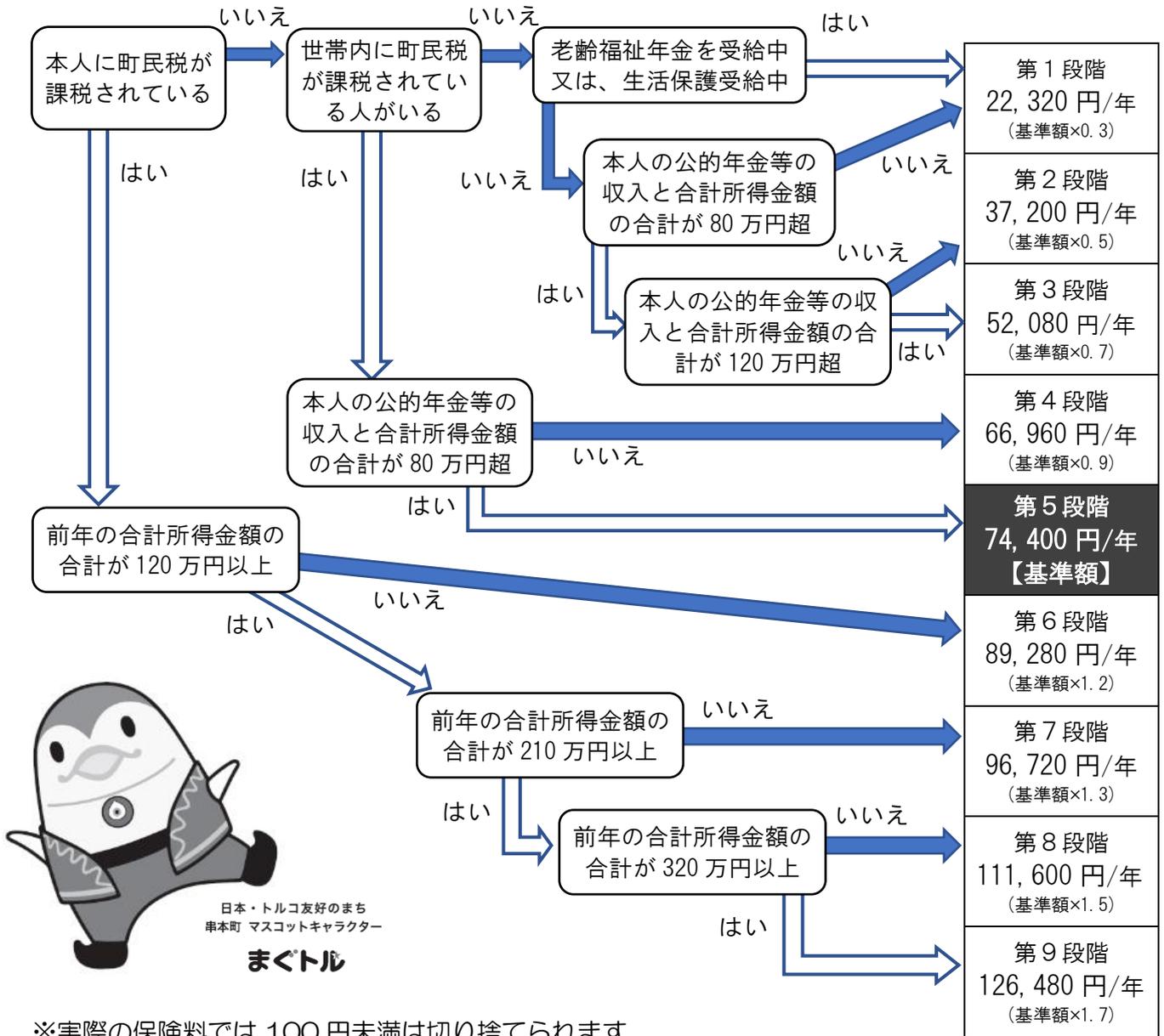
一般介護予防事業

いつまでも元気に過ごせるよう、介護予防への取り組みもお願いいたします。

※介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや福祉課までご相談ください。

介護保険料の計算方法

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料については、下図のとおりです。



※実際の保険料では100円未満は切り捨てられます。

「合計所得金額」とは、前年中の収入金額から必要経費などに相当する金額を控除した金額で、所得控除（扶養控除、医療費控除等）や損失の繰越控除をする前の金額です。また、土地や建物の譲渡所得に特別控除がある場合には、特別控除後の金額となります。

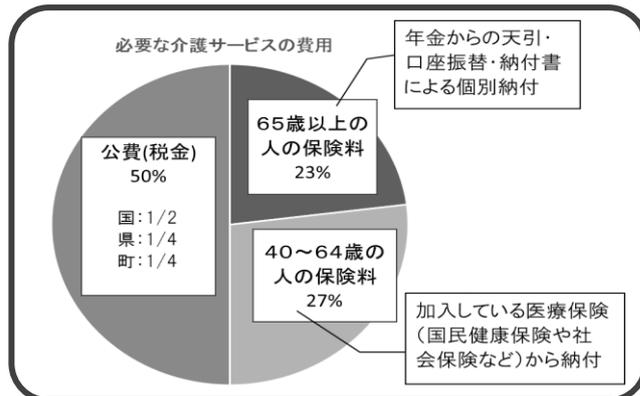
なお、令和3年度からは、税制改正により給与所得控除額および公的年金控除額が10万円引き下げられますが、保険料段階への影響が及ばないように、第1～5段階については、合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した額を用い、第6段階以上については、合計所得金額に給与所得または公的年金に係る雑所得が含まれている場合は、その合計額から10万円を控除した額を用います。

介護保険料について

介護サービスにかかる費用は公費（国・県・町の負担金）と保険料を財源としています。

介護保険の給付に係る費用の23%を65歳以上の方が負担することとなっており、今期の保険料は、令和5年度までのこれらの費用がまかなえるよう、負担割合等をもとに算出した「基準額」を基礎としています。（令和3年度に算出）

個人の年間保険料はこの基準額をもとに、所得段階に応じて9段階に設定しています。なお、保険料段階は、毎年6月の合計所得金額確定を受けて決まります。それまでは前年度の介護保険料をもとに仮計算されます。



介護保険料の納付方法

年金額が年額18万円以上の方 → 特別徴収（年金天引）

年金の定期払い（年6回）の際にあらかじめ介護保険料が差し引かれます。

※前年の合計所得金額を使用し再計算するため、8月の保険料が仮徴収時から変更している場合があります。

年金が年間18万円以上でも、次のような方は原則普通徴収となります。

- 年度の途中で65歳になった方
- 年度の途中で年金の受給が始まった方
- 年度の途中で転入した方
- 年度の途中で所得段階が変更となった方

年金額が年額18万円未満の方 → 普通徴収（自主納付）

普通徴収の方は、町から送付される納付書により納付していただきます。

納め忘れのない口座振替が便利です。

※納付場所・収納機関については納付書の裏面をご覧ください。

4月の特別徴収は、その年の2月と同じ金額を天引きするため、2月に天引きがなかった方については、日本年金機構から連絡があるまでは、普通徴収になります。

※納付方法が変更になった場合は、変更決定通知書をお送りしますので、ご確認ください。

保険料は介護保険制度を健全に運営するための大切な財源となります。保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

- *介護保険（資格やサービスほか全般）に関するお問い合わせは
串本町役場 福祉課 介護保険係 TEL 0735-62-0562（直通）
- *介護保険料の賦課徴収に関するお問い合わせは
串本町役場 税務課 介護保険料係 TEL 0735-62-0586（直通）